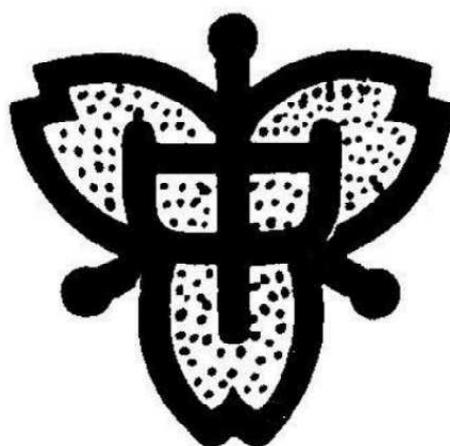


高岡市立芳野中学校  
いじめ防止基本方針





- ます。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

#### ② いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整えます。

#### ③ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

#### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

#### ⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・生徒が「ネット上のいじめ」の加害者、被害者にならないよう、情報モラルについての指導を学校全体として計画的に行います。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

### (4) いじめの再発防止

同じ生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

#### ① 生徒の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・生徒の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

#### ② 再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導等の充実に努めます。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

## 3 いじめ対策委員会

### (1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、カウンセリング指導員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）、校区の保護司等を加えます。

### (2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）。
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・いじめ事案の調査と対応。

#### 4 年間計画

月	取組	月	取組
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・校区清掃奉仕活動</li> </ul>	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P T A挨拶運動</li> <li>・Q-U調査</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・P T A挨拶運動</li> </ul>	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会によるいじめ防止活動</li> <li>・アンケート調査</li> <li>・教育相談（全員面接）</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・e-ネット安心講座</li> <li>・アンケート調査</li> <li>・教育相談（全員面接）</li> <li>・Q-U調査</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会によるいじめ防止活動</li> <li>・P T A挨拶運動</li> <li>・家庭訪問による相談活動</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・生徒会によるいじめ防止活動</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修会（事例研究）</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> <li>・教育相談（全員面接）</li> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・Q-U調査</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区清掃奉仕活動</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P T A挨拶運動</li> <li>・学校評価の結果集計、考察</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>

#### 5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。